

大阪狭山市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年(2022年)12月23日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
西野滋胤

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川 照 人
- 2 通知を受けた日
令和4年(2022年)11月29日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
令和4年2月4日付け大狭監第2050号 定期監査の結果報告
市民生活部 産業振興・魅力創出グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおり

大 狭 法 第 5 1 号

令和4年(2022年)11月29日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

西 野 滋 胤 様

大阪狭山市長 古 川 照 人



定期監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

令和4年2月4日付け大狭監第2050号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【産業振興・魅力創出グループ】

実績報告書の提出については、原則、提出期限内に提出させることとし、やむを得ず期限内に提出できない場合は、決裁時において理由を明確にすることとします。

